厚生労働省発保第0215001号
平成１８年２月１５日

中央社会保険医療協議会
会　長　土田　武史　殿

厚生労働大臣
川　崎　　二　郎

諮　問　書

（医療費の内容の分かる領収証の交付の義務化、処方せん様式の変更等について）

健康保険法（大正11年法律第70号）第82条第1項及び老人保健法（昭和57年法律第80号）第30条第1項の規定に基づき、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）及び老人保健法の規定による医療並びに入院時食事療養費及び特定療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準（昭和58年厚生省告示第14号）をそれぞれ別紙1、別紙2及び別紙3のとおり改正することについて、貴会の意見を求めます。

別紙１

保険医療機関及び保険医療養担当規則（改正案）

現　　行	改　　正　　案
	（領収証の交付） 第五条の二の二　保険医療機関は、前二条の規定により患者から費用の支払を受けるときは、正当な理由がない限り、個別の費用ごとに区分して記載した領収証を無償で交付しなければならない。
（使用医薬品及び歯科材料） 第十九条　（略） ２　歯科医師である保険医は、厚生労働大臣の定める歯科材料以外の歯科材料を歯冠修復及び欠損補綴において使用してはならない。ただし、別に厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。 ３　（略）	（使用医薬品及び歯科材料） 第十九条　（略） ２　歯科医師である保険医は、厚生労働大臣の定める歯科材料以外の歯科材料を歯冠修復及び欠損補綴において使用してはならない。ただし、治験に係る診療において、当該治験の対象とされる機械器具等を使用する場合その他厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。 ３　（略）
（診療の具体的方針） 第二十条　医師である保険医の診療の具体的方針は、前十二条の規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。 一～五　（略） 六　理学的療法 理学的療法は、投薬、処置又は手術によつて治療の効果を挙げることが困難な場合であつて、この療法がより効果があ	（診療の具体的方針） 第二十条　医師である保険医の診療の具体的方針は、前十二条の規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。 一～五　（略） 六　リハビリテーション リハビリテーションは、必要があると認められる場合に行う。

ると認められるとき、又はこの療法を併用する必要があるときに行う。 六の二～八　（略）	六の二～八　（略）
（歯科診療の具体的方針） 第二十一条　歯科医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条から第十九条の三までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。 一～六（略） 七　理学的療法 理学的療法は、投薬、処置又は手術によつて治療の効果を挙げることが困難な場合であつて、この療法がより効果があると認められるとき又はこの療法を併用する必要があるときに行う。 七の二～十　（略）	（歯科診療の具体的方針） 第二十一条　歯科医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条から第十九条の三までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。 一～六（略） 七　リハビリテーション リハビリテーションは、必要があると認められる場合に行う。 七の二～十　（略）

様式第二号（第二十三条関係）

処　方　せ　ん

（この処方せんは、どの保険薬局でも有効です。）

公費負担者番号		保険者番号	
公費負担医療の受給者番号		被保険者証・被保険者手帳の記号・番号	

患者	氏名			保険医療機関の所在地及び名称
	生年月日	明 大 昭 平　年　月　日	男・女	電話番号
	区分	被保険者	被扶養者	保険医氏名　印

交付年月日	平成　年　月　日	処方せんの使用期間	平成　年　月　日　特に記載のある場合を除き、交付の日を含めて4日以内に保険薬局に提出すること。

処方	
備考	後発医薬品への変更について 後発医薬品への変更可 保険医署名

調剤済年月日	平成　年　月　日	公費負担者番号	
保険薬局の所在地及び名称 保険薬剤師氏名	印	公費負担医療の受給者番号	

備考 1．「処方」の欄には、薬名、分量、用法及び用量を記載すること。
2．この用紙は、日本工業規格 A 列5番とすること。
3．療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）第1条の公費負担医療については、「保険医療機関」とあるのは「公費負担医療の担当医療機関」と、「保険医氏名」とあるのは「公費負担医療の担当医氏名」と読み替えるものとすること。

別紙２

保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（改正案）

現　　行	改　　正　　案
	（領収証の交付） 第四条の二　保険薬局は、前条の規定により患者から費用の支払を受けるときは、正当な理由がない限り、個別の費用ごとに区分して記載した領収証を無償で交付しなければならない。

別紙３

老人保健法の規定による医療並びに入院時食事療養費及び特定療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準（改正案）

現　　行	改　　正　　案
	（領収証の交付） 第五条の二の二　保険医療機関等は、前二条の規定により患者から費用の支払を受けるときは、正当な理由がない限り、個別の費用ごとに区分して記載した領収証を無償で交付しなければならない。
（使用医薬品及び歯科材料） 第十九条　（略） ２　歯科医師である保険医は、別に厚生労働大臣の定める歯科材料以外の歯科材料を歯冠修復及び欠損補綴において使用してはならない。ただし、別に厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。 ３　（略）	（使用医薬品及び歯科材料） 第十九条　（略） ２　歯科医師である保険医は、別に厚生労働大臣の定める歯科材料以外の歯科材料を歯冠修復及び欠損補綴において使用してはならない。ただし、治験に係る診療において、当該治験の対象とされる機械器具等を使用する場合その他厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。 ３　（略）
（診療の具体的方針） 第二十条　医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条から前条までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。 一～六　（略） 七　理学的療法	（診療の具体的方針） 第二十条　医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条から前条までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。 一～六　（略） 七　リハビリテーション

理学的療法は、投薬、処置又は手術によつて治療の効果をあげることが困難な場合であつて、この療法がより効果があると認められるとき、又はこの療法を併用する必要があるときに行う。 七の二～九　（略）	リハビリテーションは、必要があると認められる場合に行う。 七の二～九　（略）
（歯科診療の具体的方針） 第二十一条　歯科医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条から第十九条までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。 一～七（略） 八　理学的療法 理学的療法は、投薬、処置又は手術によつて治療の効果をあげることが困難な場合であつて、この療法がより効果があると認められるとき、又はこの療法を併用する必要があるときに行う。 八の二～十　（略）	（歯科診療の具体的方針） 第二十一条　歯科医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条から第十九条の三までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。 一～七（略） 八　リハビリテーション リハビリテーションは、必要があると認められる場合に行う。 八の二～十　（略） （領収証の交付） 第二十六条の五　保険薬局は、前条の規定により患者から費用の支払を受けるときは、正当な理由がない限り、個別の費用ごとに区分して記載した領収証を無償で交付しなければならない。

別紙様式（第二十三条関係）

処　方　せ　ん

（この処方せんは、どの保険薬局でも有効です。）

公費負担者番号		保険者番号	
公費負担医療の受給者番号		被保険者証・被保険者手帳の記号・番号	

患者	氏名			保険医療機関の所在地及び名称
	生年月日	明 大 昭　年　月　日	男・女	電話番号
	区分	被保険者	被扶養者	保険医氏名　㊞
交付年月日		平成　年　月　日		保険医療機関での自己負担区分　病200以上・病200未満・診定率・診定顎
処方せんの使用期間		平成　年　月　日　特に記載のある場合を除き、交付の日を含めて4日以内に保険薬局に提出すること。		

処方	
備考	後発医薬品への変更について 後発医薬品への変更可 保険医署名

調剤済年月日	平成　年　月　日	公費負担者番号	
保険薬局の所在地及び名称 保険薬剤師氏名	㊞	公費負担医療の受給者番号	

備考 1．保険医療機関での自己負担区分については、次の区分に従い、該当する記号を○で囲むこと。

(1) 病200以上：医療法（昭和23年法律205号）の規定に基づき許可を受け、若しくは届け出をし、又は承認を受けた病床数（以下「病床数」という。月の途中において病床数に変更があった場合は、変更前の病床数。以下同じ。）が200床以上の病院である保険医療機関

(2) 病200未満：病床数が200床未満の病院である保険医療機関

(3) 診定率：診療所である保険医療機関であって、(4)に該当しないもの

(4) 診定顎：老人保健法（昭和57年法律第80号）第28条第5項に規定する届出保険医療機関

2．「処方」の欄には、薬名、分量、用法及び用量を記載すること。

3．この用紙は、日本工業規格A列5番とすること。

4．療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）第1条の公費負担医療については、「保険医療機関」とあるのは「公費負担医療の担当医療機関」と、「保険医氏名」とあるのは「公費負担医療の担当医氏名」と読み替えるものとすること。